

# 広島県労働保険指導協会だより

令和2年初夏号

労災保険の適用、労働時間の管理、相談窓口、助成金

p2

## テレワークのQ&A

新型コロナウイルス感染症

p3

## 雇用調整助成金の特例

p8

社員が休んだ時の休業手当の支払い義務

働き方改革

p4~5

正社員とパート(有期雇用・派遣)の間に、賃金&福利厚生に関して  
**不合理な待遇差はありませんか?**

法改正

p6~7

事業主が押さえておきたい 法別の改正一覧表/時間外労働のチェックリスト  
2020年4月からの**労務関係の法改正**

p8

## 社会保険に加入しましょう

高齢者の  
雇用保険料の徴収を  
お忘れなく

令和2年第1期労働保険料の納期です  
納期限までにご納付をお願い致します

〒730-0025 広島市中区東平塚町1-11-1階

広島県労働保険指導協会



082-555-9075

# 社会保険に加入しましょう



## 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、ご加入済みです。ただし、経営者の方のご加入は、別途申し込みが必要です（任意）。セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



## 雇用保険

31日以上引き続き雇用が見込まれ、1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）を1人でも雇っていれば加入義務があります。

**要チェック!**

64歳以上の方の雇用保険料の徴収がスタート。

## 厚生年金保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入（飲食業、理容業、税理士等の一部の業種は任意加入）



## 健康保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入（飲食業、理容業、税理士等の一部の業種は任意加入）

28年10月より従業員501人以上の事業所で健康保険・厚生年金保険の加入対象が広がりました。



## 同一労働同一賃金

詳しくは本紙4~5ページ

- ◆ 非正規雇用労働者（パート、有期雇用労働者、派遣労働者）を雇っている場合には、賃金をはじめとする待遇の見直しが必要になる場合があります。
- ◆ 正社員と非正規雇用労働者の待遇差について説明を求められた場合には、**待遇差の内容や理由を説明しなければなりません**ので、不合理な待遇の違いがある企業においては、改善に向けて取り組みを進めましょう。



詳しくは当会まで



082-555-9075

## 今月の深堀り知識

### 新型コロナウイルス感染症に伴う休業

- **新型コロナウイルスに感染した方が会社を休む場合、休業手当を支払う必要がありますか？**  
(労災保険の適用がない場合)

関連記事：雇用調整助成金の特例（3ページ）

**A.** 新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますの

で、**休業手当を支払う必要はありません。**

なお、被用者保険（健康保険）に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から**傷病手当金**（\*）が支給されます。

国民健康保険にご加入の方には、時限つき特例で、傷病手当金を支給することを検討しています（2020年3月10日現在の情報です。制度の適用は令和2年1月1日～9月30日の予定。厚生労働省の情報にご留意ください）。

\* **傷病手当金**：療養のために労務に服することができなくなった日から起算して**3日を経過した日から**、直近12カ月の平均の標準報酬日額の**3分の2**を支給。

## まとめ

◆ 感染者が休業した時（労災ではない場合）には**休業手当の支払い義務なし。健康保険より傷病手当金の支給あり**（国民健康保険に加入の方にも、傷病手当金の支給を検討中）。

## 注意

- ◆ **使用者の自主的判断で休業させる場合には**、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、**休業手当を支払う必要があります**。新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の特例があります（3ページ）。
- ◆ **業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象**となります。休業時には休業（補償）給付が支給されます。

**要チェック!**